

## 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、新潟市内に所在し、主として居住している木造住宅の耐震設計、耐震改修工事等、除却工事又は耐震改修等促進リフォーム工事に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般戸建住宅 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領（以下「市要領」という。）に定める要件を満たす住宅であって、次号に該当しないものをいう。

(2) 高齢者等戸建住宅 市要領に定める要件を満たす住宅であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 高齢者（65歳以上の者）のみが居住する住宅

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定又は要支援認定を受けた者が居住する住宅

ウ 身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた者が居住する住宅

エ 療育手帳Aの交付を受けた者が居住する住宅

(3) 耐震診断 市長が別に定める方法により行う地震に対する安全性の評価をいう。

(4) 耐震設計 耐震診断の結果に基づき当該住宅の耐震改修工事を行うための設計であって、市長が別に定める基準に適合するものをいう。

(5) 耐震改修工事 耐震設計に基づき行う地震に対する安全性の向上を目的とした当該住宅の補強又は改修の工事をいう。

(6) 段階的耐震改修工事 次に掲げる工事を段階的に行うものをいう。

ア 一部耐震改修工事 耐震設計に基づき行う地震に対する安全性の向上を目的とした当該住宅の補強又は改修の工事でその一部を行うことにより、市長が別に定める基準に適合するもの

イ 追加耐震改修工事 一部耐震改修工事が完了した住宅において、耐震設計に基づき改めて行う地震に対する安全性の向上を目的とした当該住宅の補強又は改修の工事で市長が別に定める基準に適合するもの

(7) 耐震改修等促進リフォーム工事 耐震改修工事又は段階的耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）と併せて行う当該工事以外の工事（他の補助制度等の対象となる工事の部分は除く。）で、住宅の機能及び性能の維持若しくは向上又は居住環境の向上を目的とした住宅の修繕、模様替え、一部改築、一部増築又は減築の工事（市長が別に定めるものを除く。）のうち、これに要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が10万円以上のものをいう。

(8) 除却工事 市長が別に定める要件を満たす住宅の全てを取り壊す工事を言う。  
(補助金の交付)

第3条 補助金は、一般戸建住宅及び高齢者等戸建住宅（以下「事業対象住宅」という。）を所有する者のうち、当該木造住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事等、除却工事又は耐震改修等促進リフォーム工事（以下「補助事業」という。）を行う者で、市税を完納しているものに対し毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところによる。

(適用除外)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、当該補助事業に係る補助金を交付しない。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している住宅において実施されるもの

(2) 過去に新潟市木造住宅耐震改修工事等の補助制度に基づいて補助金の交付を受

けた住宅において実施されるもの（一部耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた後  
に行う追加耐震改修工事は除く。）

（３） 住宅の耐震化を目的とした他の補助制度による補助金その他これに準ずるもの  
の交付の対象となる住宅において実施されるもの

（雑則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以後に補助金の支払が行われる  
ものから適用する。

（特例措置）

2 市長は、平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 1 9 年 9 月 3 0 日までに補助申請が行われ、か  
つ補助金の支払いが行われたものについては、平成 1 9 年度に限り、別に定める様式によ  
り申請があったときは、附則別表による補助金を交付できる。

（国の平成 2 2 年度補正予算に関する補助金の額の特例措置）

3 平成 2 2 年度に行われる平成 2 3 年 1 月 1 4 日以後の耐震改修工事の補助申請に限り、  
第 4 条の規定に関わらず、次の表に定めるところにより補助金を交付する。

| 区 分        |            | 補 助 金 の 額                                                                                                 |
|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐震改修<br>工事 | 一般の木造住宅の場合 | 耐震改修工事に要する費用の額以内の額で次<br>に掲げる額の合計額とする。<br><br>（１） 耐震改修工事に要する費用の 3 分の 1<br><br>に相当する額以内の額で 4 0 万円を超えない<br>額 |

|  |                                          |                                                                                                                                                                                                   |
|--|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                                          | <p>(2) 上記の金額に2分の1を乗じて得た額<br/>(1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)と15万円を比較して、<br/>いずれか少ない額</p> <p>(3) 30万円</p>                                                                                            |
|  | <p>所得税非課税世帯であり高齢者または障がい者の居住する木造住宅の場合</p> | <p>耐震改修工事に要する費用の額以内の額で次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 耐震改修工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額で60万円を超えない額</p> <p>(2) 上記の金額に2分の1を乗じて得た額<br/>(1万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)と15万円を比較して、<br/>いずれか少ない額</p> <p>(3) 30万円</p> |

(要綱の失効)

- 4 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附則別表（附則第２項関係）

| 区 分         |                                                          | 補 助 金 の 額                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 耐 震 診 断     | 住宅の延べ面積が 70 m <sup>2</sup> 以下の場合                         | 耐震診断に要する費用 3 万 5 千円のうちの 2 万 5 千円とする。                       |
|             | 住宅の延べ面積が 70 m <sup>2</sup> を超え 175 m <sup>2</sup> 以下の場合  | 耐震診断に要する費用 4 万円のうちの 3 万円とする。                               |
|             | 住宅の延べ面積が 175 m <sup>2</sup> を超え 280 m <sup>2</sup> 以下の場合 | 耐震診断に要する費用 5 万円のうちの 4 万円とする。                               |
| 耐 震 改 修 工 事 | 木造住宅の場合                                                  | 耐震改修工事に要する費用の 1 2 分の 1 に相当する額以内の額とし、その額は 1 0 万円を超えないものとする。 |
|             | 所得税非課税世帯であり<br>高齢者または障がい者の<br>居住する木造住宅の場合                | 耐震改修工事に要する費用の 4 分の 1 に相当する額以内の額とし、その額は 3 0 万円を超えないものとする。   |

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 3 0 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 2 1 年 5 月 2 0 日から施行し、同年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 1 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第４条関係）

| 区 分                             |              |                 | 補 助 金 の 額                                            |
|---------------------------------|--------------|-----------------|------------------------------------------------------|
| 耐震診断<br><br>(耐震設計と併せて実施する場合に限る) |              |                 | 耐震診断に要する費用の２分の１に相当する額以内の額とし、その額は１０万円を超えないものとする。      |
| 耐震設計                            |              |                 | 耐震設計に要する費用の２分の１に相当する額以内の額とし、その額は１５万円を超えないものとする。      |
| 耐震改修<br>工事                      | 一般戸建住宅の場合    |                 | 耐震改修工事に要する費用の３分の２に相当する額以内の額とし、その額は１４０万円を超えないものとする。   |
|                                 | 高齢者等戸建住宅の場合  |                 | 耐震改修工事に要する費用の３分の２に相当する額以内の額とし、その額は１７０万円を超えないものとする。   |
| 段階的<br>耐震改修<br>工事               | 一部耐震<br>改修工事 | 一般戸建住宅<br>の場合   | 一部耐震改修工事に要する費用の３分の２に相当する額以内の額とし、その額は８０万円を超えないものとする。  |
|                                 |              | 高齢者等戸建<br>住宅の場合 | 一部耐震改修工事に要する費用の３分の２に相当する額以内の額とし、その額は１００万円を超えないものとする。 |
|                                 | 追加耐震<br>改修工事 | 一般戸建住宅<br>の場合   | 追加耐震改修工事に要する費用の３分の２に相当する額以内の額とし、その額は６０万円を超えないものとする。  |

|                |  |                 |                                                           |
|----------------|--|-----------------|-----------------------------------------------------------|
|                |  | 高齢者等戸建<br>住宅の場合 | 追加耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は70万円を超えないものとする。       |
| 耐震改修等促進リフォーム工事 |  |                 | 耐震改修等促進リフォーム工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は20万円を超えないものとする。 |
| 除却工事           |  |                 | 除却工事に要する費用の3分の1に相当する額以内の額とし、その額は50万円を超えないものとする。           |

注：補助事業の対象となる経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く。